

ノンイミгранト-B/IB（就労/ワーキング）

来館前に、必ず事前予約【VABO】www.thaiconsulate-visa.jp/vabo/を行ってください。

申請時間：9時30分～11時30分－休館日はHP (www.thaiconsulate.jp)をご確認下さい。

受領時間：13時30分～15時00分－書類不備がなければ3営業日後（申請日を含む）の受領となります。

（タイ王国大阪総領事館のホームページに掲載されているビザを申請する際の注意事項に記載のある国籍保有者に関しましては、少なくとも45日～60日のビザ取得日数が必要です。）

入国目的	タイでの就労	入国回数	シングル
		ビザ有効期限	発行日から3か月
		入国後の滞在可能期間	入国日から90日
		ビザ申請料金（現金のみ）	11,000円
注意事項	<ul style="list-style-type: none">●本人申請 もしくは 同じ会社に所属の方は代理申請可能（委任状 および 代理申請者の名刺が必要。委任状 [PDF]●提出した航空券（e チケット）または 航空券予約確認書の入国日に必ず入国すること。●タイ入国後、入国管理局はビザの種類に応じて滞在可能な期間を許可します。その期間を超えて滞在を希望する者は、タイ入国管理局で滞在期間の延長を申請可能です。●一旦受理した書類は一切返却致しません。●ビザ申請料は返金できません。●下記の必要書類は、事前の通知なしに変更することがあります。●タイ王国大阪領事館は追加の書類を依頼することがあります。また申請者が全ての書類を揃えていても、タイ王国大阪領事館はビザ発給を拒否する権限を有します。●ビザの発給は総領事館の裁量で決定します。ビザ発給拒否の理由については、問い合わせがあっても回答できません。●詐称もしくは虚偽の申請を行った場合は永久に申請不適合となります。		

必要書類

1. パスポート 原本 と コピー

- 有効期限が6か月以上あるもの
- 査証欄の余白部分が2ページ以上あるもの
- コピーはデータ面（顔写真のある面・パスポート番号記載面・所持者サイン記載面）をA4サイズで取ること

2. 申請書（Application For Visa） [[PDF](#)]

- 全ての欄を記入し、申請者が該当する署名欄に、パスポート内の署名と同一の署名をしたもの

3. 証明写真 1 枚（サイズ縦 4.5cm×横 3.5 cm）

- カラー写真で、6か月以内に撮影されたもの
- 申請書に貼り付けてください

4. ビザ発行を要請するタイ側の会社発行の招聘状 (Invitation Letter)

- 必ず原本であり、英文で記載されていること (PDF、コピー、ファックスは不可)
- 会社のレターヘッド入りの用紙であること
- 宛名はタイ王国大阪領事館「Royal Thai Consulate-General, Osaka」であること
- 内容には必ず申請者名、就労時の役職 (職種)、給与の額、入国日、就労期間、必要とされるビザの種類が記載されていること
- 社判・社印・角印のどれかが捺印されており、タイ商務省発行の会社登記簿謄本に名前が記載されている代表者 (サイン権保有者) の直筆署名 (電子署名は不可) を含むこと。尚、代表者 (サイン権保有者) でなく、別の者が署名している場合は、別の者に代理として権限を委任する**委任状**も提出すること。

5. タイ招聘状発行の会社登記簿謄本コピー (タイ商務省発行)

- 発行から 6 か月以内のもの

6. 航空券 (e チケット) または 航空券予約確認書コピー

- 航空会社 もしくは 旅行代理店発行のもので、申請者名、便名、タイ入国日が明記されていること

日本国籍以外の申請者の追加書類

7. 在留カードの裏表コピー

- 有効期限が 3 か月以上あるもの
- 在留期限を更新中の方は、入国管理局が発行した在留期間更新許可申請の申請受付票のコピーも提出すること

8. ビザ発行を要請する日本側の会社発行の推薦状 (Recommendation letter)

- 必ず原本であり、英文で記載されていること (PDF、コピー、ファックスは不可)
- 会社のレターヘッド入りの用紙であること
- 宛名はタイ王国大阪領事館「Royal Thai Consulate-General, Osaka」であること
- 内容には必ず、申請者名、就労時の役職、入国日、就労期間、必要とされるビザの種類が記載されていること
- 社判・社印・角印のどれかが捺印されており、サイン権保有者の直筆署名 (電子署名は不可) を含むこと
- 現地採用で、日本における会社/雇用主がない場合は、**身元保証書原本 (Guarantee letter) と保証人の署名入りのパスポート または 運転免許書の裏表コピー**を提出すること

身元保証書 [PDF]

- 身元保証人は、20 歳以上で正規日本居住 (外国籍の場合は永住権所持者)、申請者の個人情報などを確認することができること、そして申請者がタイ在住中に領事館から連絡ができる日本在住の者
- 保証人が外国籍の場合は、パスポートと在留カード (永住者のみ) の裏表コピーを提出すること
- 英文身元保証書 (Guarantee Letter) の保証人の署名と、保証人の身分証明書内の署名は同一であること
- 運転免許書裏面に署名がない場合は、運転免許書の裏表コピーに必ず英文身元保証書 (Guarantee Letter) に署名したものと同一の自筆の署名をすること

9. 以下 1-3 のいずれかの書類

1. タイ労働省発行の WP3/WP32 のコピー (発行から 3 か月以内)
2. タイ投資委員会 (BOI) からのビザ申請承認状のコピー (発行から 3 か月以内)
3. Industrial Estate Authority of Thailand (IEAT) からのビザ申請承認状のコピー (発行から 3 か月以内)

10. 申請書と証明写真（以下の表に記載のある国籍のみ）（証明写真は申請書に貼り付けてください）

- 1-28 の国籍の方は 申請書 3 枚と写真 3 枚
- 29-30 の国籍の方は 申請書 4 枚と写真 4 枚

1. アフガニスタン	2. バングラデシュ	3. エジプト	4. 北朝鮮
5. リビア	6. パレスチナ	7. スーダン	8. イエメン
9. カメルーン	10. コンゴ共和国	11. コンゴ民主共和国	12. 赤道ギニア共和国
13. ギニア共和国	14. アルジェリア	15. 中国	16. イラク
17. レバノン	18. ネパール	19. パキスタン	20. スリランカ
21. シリア	22. ガーナ	23. 中央アフリカ共和国	24. ソマリア連邦共和国
25. サントメ・プリンシペ 民主共和国	26. リベリア共和国	27. シエラレオネ共和国	28. ミャンマー (日本国法務省発行の再入国 許可書保持者)
29. ナイジェリア	30. イラン		

※ナイジェリア国籍の申請者は、The National Drug Law Enforcement Agency (NDLEA)発行の Clearance Certificate の提出が必要。また、ナイジェリア連邦共和国外務省で認証を受け、その後在アブジャタイ王国大使館で認証を受けてください。

上記の国および地域のパスポート所有者は、必ず日本の在留資格保有者のみ申請可。

また申請書類提出後 3～60 営業日で発行されます。